

## 文化政策の評価手法に関する調査研究

## 調査研究対象施策・事業の趣旨・目的等

**A. トップレベルの舞台芸術創造事業**

トップレベルの舞台芸術創造事業とは、国からの補助金（文化芸術振興費補助金）を財源として、我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの芸術団体が国内で実施する舞台芸術の創造活動を助成するものです。

**B. 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業**

本支援事業は、劇場・音楽堂等の文化施設（以下「劇場・音楽堂」という。）が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成、劇場・音楽堂スタッフの人材交流等を支援します。

このことにより、優れた舞台芸術の創造・発信を自ら行うことができる劇場・音楽堂が各地で事業を展開し、我が国を代表するような舞台芸術を創造する役割や、都道府県内における舞台芸術の振興の中心的役割を担い、他の劇場・音楽堂を牽引するリーダー的存在となって、地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実を図るとともに、我が国の文化芸術の水準の向上を図ることを目的とします。

**C. 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業**

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、重要文化財建造物等の公開活用や史跡等の復元・公開など、地域の特色ある総合的な取組を支援し、文化振興とともに観光振興・地域経済の活性化を推進することを目的としています。

**D. 文化芸術創造都市推進事業**

文化芸術の創造性を福祉や教育、観光振興、産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、(A) 地方自治体と市民団体、マスコミ、企業、大学等が協働して行う地域課題の解決への意欲的な取組、及び (B) 当該地域課題の解決において文化芸術がもたらした効果の実証的な評価・分析を支援することにより文化芸術創造都市モデルの構築を目指す。

**E. 文化芸術の海外発信拠点形成事業**

本補助事業は、異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受け入れや、国際的な文化芸術創造といった各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンスなど）を国として強力に支援することで、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進することを目的としています。